いのちのミュージアム群馬実行委員会 会則

第1条(目的)　いじめ・事件事故・交通事故・医療過誤等の理不尽に命を断たれた被害者の等身大の人型ボード（いのちのメッセンジャー）を展示し被害者・被害者家族の思いを伝える「いのちのメッセージ展」を日本各地にて巡回展示していました。東京都日野市において常設展示形式の「いのちのミュージアム」が廃校利用によって開校いたしました。群馬県内に常設展示形態の「いのちのミュージアム」を開校するべく「いのちのミュージアム実行委員会」が発足

第2条(名称) この会は「いのちのミュージアム群馬実行委員会」とする。

第3条(所在地) この会の群馬県実行委員会事務局を群馬県桐生市菱町3-2129-1に置く。

第4条(事業) この会は第一条の目的を達成するために次の事業を実施する。

　　　＊「いのちの学びの場」となる「いのちのメッセージ展」を群馬県内にて開催する。

　　　　メッセンジャーの胸元に掲げられたメッセージに向き合う事で「自分の命」

　　　「周囲の人たちの命」「命の温もり」が断たれる事件事故の抑止となる役目を担う

　　　　メッセンジャーの常設展示「いのちのミュージアム」の会場となる場として廃校利用の「いのちのミュージアム」常設展示に教育委員会・廃校管理市町村からの理解を求め実現したい。

第５条(会員)　いのちのメッセージ展群馬参加会員・ゆいハート語りの会会員

第６条(役員) この会に次の役員を置く。

代表・運営委員・広報・会計・会計監査・事務局

第７条(役員任期)　役員の任期は2年とする。

第８条(代表) 代表は会を代表する。

第９条(運営) 会員は毎年1回会議を開催し、この会の重要事項について審議する。

議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条(運営資金)　運営資金は、会費、寄付金、賛助金、助成金その他による。

第10条(会費) 会員は年会費を負担する。年会費額は別途定める。

第11条(事業年度)　この会の事業年度を4月1日から3月31とする。

第12条(規約改正)この会則は会員の過半数の同意をもって改正することができる。

付則　①   この会則は平成２８年４月１日から適用する。

②   いのちのミュージアム群馬実行委員会は平成２８年４月１日設立年月日とする

この会則の記載事項に誤りがないことを証明する。

平成２８年　４月　１日

　群馬県桐生市菱町3-2129-1　電話 0277-43-8704

代表・事務局長　山田　穂子